

目黒区国民健康保険料率の改定案の内容等

① 基礎分¹・後期高齢者支援金分²

* 下線部分が変更箇所

	年度	所得割	均等割	賦課割合 (所得割：均等割)	賦課限度額
改定前	2	9.43/100	52,800 円	特別区 (58 : 42)	82 万円
		基礎分 7.14/100	基礎分 39,900 円	-----	基礎分 63 万円
		支援金分 2.29/100	支援金分 12,900 円	目黒区 (64 : 36)	支援金分 19 万円
改定案	3	9.54/100	52,000 円	特別区 (58 : 42)	82 万円
		基礎分 7.13/100	基礎分 38,800 円	-----	基礎分 63 万円
		支援金分 2.41/100	支援金分 13,200 円	目黒区 (65 : 35)	支援金分 19 万円

② 介護納付金分³

* 下線部分が変更箇所

	年度	所得割	均等割	賦課割合 (所得割：均等割)	賦課限度額
改定前	2	目黒区 1.59/100	15,600 円	特別区 (57 : 43) ----- 目黒区 (57 : 43)	17 万円
		目黒区 2.01/100	17,000 円	特別区 (58 : 42) ----- 目黒区 (59 : 41)	
改定案	3	目黒区 2.01/100	17,000 円	特別区 (58 : 42) ----- 目黒区 (59 : 41)	17 万円

③ 一人当たり保険料（基礎分・後期高齢者支援金分）（年額）

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・ 均等割額軽減等の場合*
2	126,202 円	146,931 円	134,279 円
3	124,989 円	148,810 円	135,515 円
差引額	1,213 円減	1,879 円増	1,236 円増

④ 一人当たり保険料（介護納付金分）（年額）

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・ 均等割額軽減等の場合*
2	35,950 円	36,430 円	32,842 円
3	40,879 円	41,721 円	37,414 円
差引額	4,929 円増	5,291 円増	4,572 円増

* 非自発的失業軽減⁴及び所得が低いかたへの均等割額軽減を行った場合の一人当たりの保険料

目黒区は、23 区平均に比べ一人当たりの所得が高いため、一人当たりの保険料が 23 区平均と比べて高くなっています。

¹ 被保険者の各種給付とそれに必要な事務に使用

² 後期高齢者医療制度の保険給付と病床転換支援事業に使用

³ 介護保険第 2 号被保険者の保険料を国民健康保険で一括徴収

⁴ 解雇、倒産などの理由で失業したかたに対して行う保険料軽減措置

令和 3 年度保険料率の改定に伴う一部改正条例の案文（概要）

資料 3 - 2 の内容を踏まえて、次のように条例の一部改正を行う。

1 保険料率の改定（第 15 条の 4、第 15 条の 12、第 16 条の 4 関係）

令和 3 年度保険料率の改定に伴い、関係条文を次のように改める。

ア 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率（第 15 条の 4）

- (ア) 所得割「7. 14/100」を「7. 13/100」に改める。
- (イ) 所得割賦課割合「64/100」を「65/100」に改める。
- (ウ) 均等割額「39, 900円」を「38, 800円」に改める。
- (エ) 均等割賦課割合「36/100」を「35/100」に改める。

イ 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（第 15 条の 12）

- (ア) 所得割「2. 29/100」を「2. 41/100」に改める。
- (イ) 所得割賦課割合「64/100」を「65/100」に改める。
- (ウ) 均等割額「12, 900円」を「13, 200円」に改める。
- (エ) 均等割賦課割合「36/100」を「35/100」に改める。

ウ 介護納付金賦課額の保険料率（第 16 条の 4）

- (ア) 所得割「1. 59/100」を「2. 01/100」に改める。
- (イ) 所得割賦課割合「57/100」を「59/100」に改める。
- (ウ) 均等割額「15, 600円」を「17, 000円」に改める。
- (エ) 均等割賦課割合「43/100」を「41/100」に改める。

2 減額する額（第 19 条の 2 第 1 号～第 3 号のイ・ロ・ハ）

上記 1 のとおり、保険料均等割額が改正されることから、これに合わせて、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の被保険者均等割額から減額する額をそれぞれ次のように改める。

(1) 基礎賦課分

- 7割減額「27, 930円」を「27, 160円」に改める。
- 5割減額「19, 950円」を「19, 400円」に改める。
- 2割減額「7, 980円」を「7, 760円」に改める。

(2) 後期高齢者支援金分

- 7割減額「9, 030円」を「9, 240円」に改める。
- 5割減額「6, 450円」を「6, 600円」に改める。
- 2割減額「2, 580円」を「2, 640円」に改める。

(3) 介護納付金分

- 7割減額「10, 920円」を「11, 900円」に改める。
- 5割減額「7, 800円」を「8, 500円」に改める。
- 2割減額「3, 120円」を「3, 400円」に改める。